



租税条約実施特例法に基づく届出書（任意届 法人）

[1/2ページ]

<使用における注意点>

- ・過去、当社に税務上の居住地国を届け出たことがない場合に任意で使用いただく届出書です（過去、税務上の居住地国を当社へ届け出たことのある方は異動届出書をご提出ください）
- ・当書面を当社にご提出いただく際、**居住地国の確認できる本人確認書類（写）を添付ください**

当書面は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、当社のお客さまが居住地国の届け出を行なうものです。内容をご確認のうえ、正確にご記入・押印をお願いいたします。

QA77617C(910)

ご記入対象	1. 法人区分（別紙ご参照） 別紙ご参照のうえ法人区分を確認して、 ひとつだけ チェックしてください												
	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> E	<input type="checkbox"/> F							
必ずご記入ください	2. 税務上の居住地国の申告 税務上の居住地国をチェックし・ご記入ください												
	<input type="checkbox"/> 日本	○本店・主たる事務所の所在地（実質的な管理の場所）を以下にご記入ください 住所 { _____ }											
	<input type="checkbox"/> 日本以外	① 税務上の居住地が日本国以外の場合、以下に国名をご記入ください 国名 { _____ }											
		② 本店・主たる事務所の所在地（実質的な管理の場所）と税務上の居住地国が異なる場合（居住地国を有しない場合を含みます）、以下に理由をご記入ください 理由 { _____ }											
	③ 法人区分が「A～D」の場合 本店・主たる事務所の所在地（実質的な管理の場所）を以下にご記入ください 住所 { _____ }												
① 法人区分が「E」かつ居住地国が「日本以外」 ② 法人区分が「F」	3. 届出項目 (1) 名称、本店・主たる事務所の所在地（実質的な管理の場所） ※必ずアルファベット・ブロック体（大文字）、左詰めでご記入ください												
	法人名称	1										60	
		61										120	
	所在地	201											260
		261											320
		321											380
		381											440
		441											500
	501											560	
国名	601											660	
郵便番号	661					670							
税務上の居住地国が日本以外	(2) 外国の納税者番号 ※日本の法人番号は記入しないでください												
	納税者番号	701										725	
	<input type="checkbox"/> 発行されていない、もしくは発行国の法令により提供できない												
法人区分が「F」かつ税務上の居住地国が「日本」	(3) 法人番号												
	法人番号	761										773	

**租税条約実施特例法に基づく届出書（任意届 法人）**

[2/2ページ]

法人区分が「F」	(4) 実質的支配者の届出（別紙参照）
	実質的支配者（個人）につきまして、別紙「租税条約実施特例法に基づく届出書（法人実質的支配者用）」を実質的支配者に内容をご確認のうえ、該当人数分ご記入・ご提出いただきますようお願いいたします。
必要のある場合のみ	(5) 備考

4. 記名・押印

非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換に際し、租税条約実施特例法に基づき、金融口座情報に関する届け出をいたします。また、同法の要請に基づき、貴社が当該保険契約に関する情報を国内当局に開示し、国内当局が租税の賦課・徴収等のためにこれを利用することに同意します

届出書記入日	年 月 日	ご印鑑 ※請求書と同一印
証券番号	—	
届出者名 (契約者名)		

会社 用 欄	手続拠点 コード		手続 ユニット			証券 区分	証券番号 (証書)				被年齢		関係者		債 権 者 区 分	AEOI 区分		ステータス査定日				国CD			帳票CD	
	801	805	806	809	810		811	819	820	821	822	823	824	826		827	828	835	836	837	840	841				
																								2	2	

別紙 「租税条約実施特例法に基づく届出書（任意届 法人）」作成について

■ 契約者（法人）の法人区分について

以下の一覧をご参照のうえ、該当の法人区分記号を「1. 法人区分」欄にひとつだけチェックしてください

法人区分記号	法人区分 (報告対象除外者・特定法人)	該当事例
A	上場法人	株式が国内外の金融商品取引所において上場されている法人
B	上場法人の関係会社	上場法人の親会社・兄弟会社・子会社・孫会社
C	政府機関等	国、地方公共団体、中央銀行、国際機関
D	外国報告金融機関等	外国法令に準拠 して設立された金融機関等
E (A～Dにあ たらない法人 で右記いづれ かの要件を満 たすもの)	政府機関等が全額出資する法人	「政府機関等」が資本金、基本金等を全額出資している法人
	公共法人・公益法人	収益事業を行っていない公共法人および公益法人
	報告金融機関等	日本の法令に準拠 して設立された金融機関等
	持株会社	子会社の経営管理のみを行なう持株会社
	グループ内トビヤリセンター	関係会社に対する出資、融資等の取引を業務とする法人
	組合等	組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合等
	事業を開始していない法人	設立後2年を経過していない法人のうち、その事業を開始していない法人
	投資関連所得等が50%に満たない法人（ 非上場一般事業法人は、こちらに該当します ）	直前事業年度末の収入合計のうち「投資関連所得」(*)が50% 未満 かつ、直前事業年度末の資産合計のうち「投資関連所得」(*)の基となる資産が50% 未満 の法人 (非上場一般事業法人は、こちらに該当します)
F	上記法人区分記号A～Eのいづれにも該当しない法人	上記法人区分記号A～Eのいづれにも該当しない法人 (特定法人)

(※) 「投資関連所得」とは、利子所得・配当所得・不動産所得・有価証券またはデリバティブ取引の所得・保険契約等から生ずる所得等をいいます

■ 【法人区分「F」の契約者さまのみ対象】契約者（法人）の実質的支配者について

実質的支配者とは、下表の優先順位に基づいて、該当する方をいいます

そのうち、個人の方について「租税条約実施特例法にもとづく届出書（法人実質的支配者）」を実質的支配者に内容ご確認のうえ、該当人数分ご記入・ご提出ください

優先順位	株式会社・有限会社等（資本多数決法人）の場合	その他の法人（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人等）の場合
1	50%超の議決権を直接・間接的に有する個人	50%超の収益の配当または財産の配分を受ける個人
2	25%超の議決権を直接・間接的に有する個人	25%超の収益の配当または財産の配分を受ける個人または、法人の事業活動に支配的な影響を有すると認められる個人
3	出資、融資、取引等を通じて事業活動に支配的な影響を有すると認められる個人	法人を代表し、その業務を執行する個人
4	法人を代表し、その業務を執行する個人	—

